議案第４９号

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 ７ 年 ９ 月２６日提出

七飯町長　杉　原　　太

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例（平成１２年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

１１　令和７年１０月１日から同年１２月３１日までの間に限り、町長の給料月額は、第２条第１項及び別表第１の規定にかかわらず、同表に定める額に１００分の８０を乗じて得た額とする。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。